

最低制限価格の改正について（令和6年4月1日）

小鹿野町では、極端な低価格受注による経費不足から、公共工事及び設計委託の品質低下を招くことを防止するためや、建設関連事業者の経営環境や労働環境を保護するために、最低制限価格を下記のとおりとします。

記

1 適用年月日

令和6年4月1日以降に公告又は指名通知する入札（工事及び設計委託）から適用する。

2 最低制限価格設定基準

最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

（※下線部は変更点）

＜工事及び土木施設維持管理業務委託における最低制限価格＞

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格（税込）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜）に10分の9.2を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、予定価格（税込）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) ただし、特別なものについては、(1)の計算式にかかわらず予定価格（税抜）に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額。）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算し、最低制限価格とする。

＜設計委託における最低制限価格＞

(1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、その額が次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

ア 測量業務及び地質調査業務以外の業務について、(1)の規定により算出した額が、予定価格（税込）に10分の8を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、予定価格（税込）に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に10分の6を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

イ 測量業務について、(1)の規定により算出した額が、予定価格（税込）に10分8.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に10分8.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、予定価格（税込）に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に10分の6を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

ウ 地質調査業務について、(1)の規定により算出した額が、予定価格（税込）に10分8.5を乗じて得た額を超える場合は、予定価格（税抜）に10分8.5を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、予定価格（税込）に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格（税抜）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

(2) 複数の業種区分から構成される設計委託における最低制限価格は、(1)の規定により算出した額を一括合算した額とする。

(3) (1)、(2)の規定にかかわらず、町長が特別なものと認めた場合は、次のア～ウに定める範囲内の額を最低制限価格とする。

ア 測量業務及び地質調査業務以外の業務について、予定価格（税抜）に10分の6から10分の8の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の6を乗じて得た額に満たない場

合は、1,000円未満の端数を切り上げた額)に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

イ 測量業務について、予定価格(税抜)に10分の6から10分の8.2の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格(税抜)に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額)に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

ウ 地質調査業務について、予定価格(税抜)に3分の2から10分の8.5の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が予定価格(税抜)に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額)に、消費税及び地方消費税に相当する額

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額